

ニッセイプラス少額短期保険の現状 2026

ニッセイ **プラス⁺** 少額短期 **保 険**

 日本生命グループ

はじめに

平素より、ニッセイプラス少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、ディスクロージャー誌「ニッセイプラス少額短期保険の現状 2026」を作成しました。

本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てれば幸いです。



会社の概要（2026年3月31日現在）

ニッセイプラス少額短期保険は日本生命グループの一員です。

名称	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
資本金	1,300,000 千円
株主	日本生命保険相互会社（100%出資）
所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル FINOLAB 内
登録番号	関東財務局長（少額短期保険）第105号

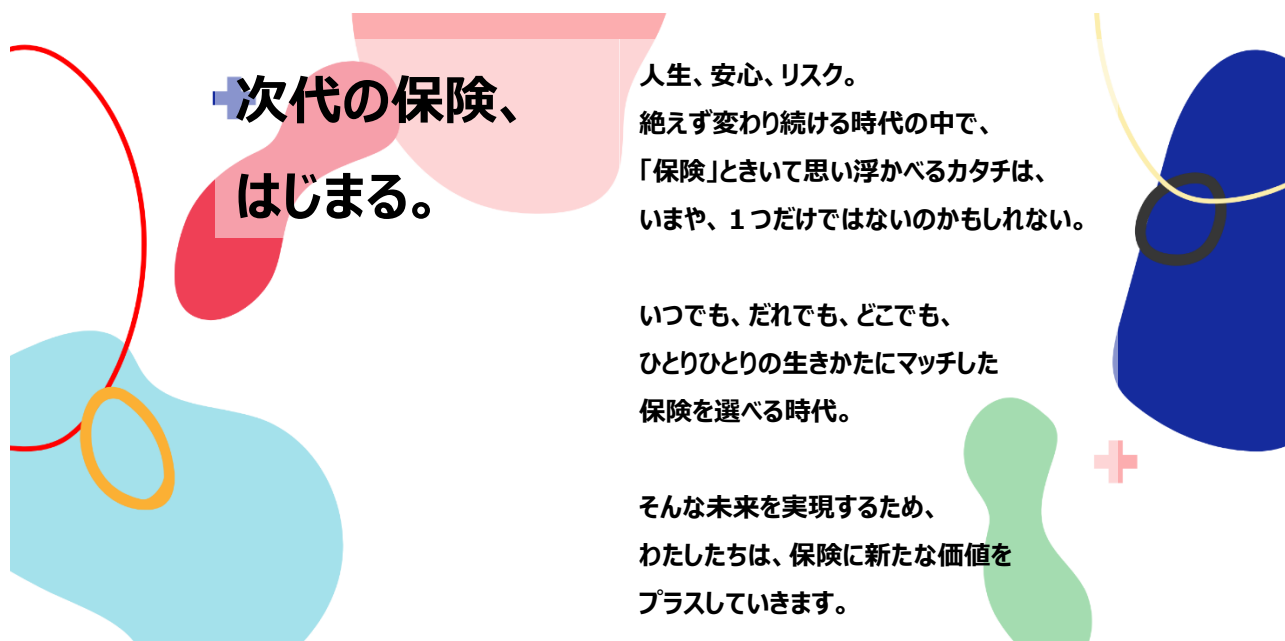
沿革

2021年 4月	少額短期保険業の準備会社として設立
2022年 3月	少額短期保険業者登録
2022年 3月	資本金を299,995千円から1,300,000千円に増資
2022年 4月	「ママとこどもの1000days ほけん」販売開始
2023年 7月	「停電費用保険」販売開始
2023年 10月	「スマホ保険」販売開始
2024年 1月	「医療保険」販売開始
2024年 3月	「停電費用保険」が「第10回少額短期保険大賞」を受賞
2024年 7月	「精密検査費用保険」案内開始
2024年 7月	「熱中症・インフルエンザ保険」「傷病手当プラス保険」販売開始
2024年 12月	「近隣トラブル弁護士保険」販売開始
2025年 4月	「精密検査費用保険」補償開始
2025年 11月	「チケット保険」販売開始
2025年 12月	「がん精密検査費用補償追加特約（精密検査費用保険に付帯）」、「がん精密検査費用保険」案内開始

経営について	P4
1. 企業理念・代表メッセージ	
2. 事業の概況	
3. 内部統制基本方針	
4. リスク管理体制	
5. 資産運用方針	
6. お客様本位の業務運営方針	
7. 勧誘方針	
8. コンプライアンス体制	
9. お客様情報の保護	
10. 反社会的勢力への対応	
11. 指定紛争解決機関について	
商品・サービスについて	P20
1. 商品開発に係る基本方針	
2. 取扱商品	
業績データ	P30
1. 直近の事業年度における業務の状況	
2. 計算書類	
3. ソルベンシー・マージン比率	
4. 時価情報等	
コーポレートデータ	P45
1. 当社の組織	
2. 株主・株式の状況	
3. 役員の状況	

1. 企業理念・代表メッセージ

(1) 企業理念



次代の保険、はじまる。

人生、安心、リスク。
絶えず変わり続ける時代の中で、
「保険」ときいて思い浮かべるカタチは、
いまや、1つだけではないのかもしれない。

いつでも、だれでも、どこでも、
ひとりひとりの生きかたにマッチした
保険を選ぶ時代。

そんな未来を実現するため、
わたしたちは、保険に新たな価値を
プラスしていきます。

(2) 代表メッセージ



ニッセイプラス少額短期保険株式会社
代表取締役社長
今西 秀幸

ニッセイプラス少額短期保険株式会社は日本生命グループの一員として、2022年4月に営業を開始以降、お客様の多様なニーズにお応えする商品を毎年開発し、お届けしてまいりました。

例えば、妊娠中～出産後特有のリスクに備える「妊産婦向け医療保険」、停電によって発生する諸費用を補償する「停電費用保険」※、スマートフォンのトラブル（破損・水漏れ・故障・盗難）を補償する「スマホ保険」、ケガ・病気、交通遅延等の事由で観劇をキャンセルした場合のチケット代を補償する「チケット保険」、企業等にお勤めの従業員の健康増進を支援するための精密検査費用を補償する「精密検査費用保険」等、ユニークな商品をお届けしてまいりました。
※「第10回 少額短期保険の日記念イベント」において、「少額短期保険大賞」を受賞

引き続き多様化するお客様ニーズに寄り添い、様々な提携先企業様の商品・サービスと親和性の高い保険商品を組み合わせることで、よりスムーズな保険体験を実現してまいります。

お客様に驚きや感動をお届けするため、保険に新たな価値をプラスしていくことを目指すとともに、安心・安全で豊かな生活に貢献出来るよう、これからも役職員一同尽力してまいります。

今後とも、ご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 事業の概況

(1) 事業の内容

お客様のライフスタイルの変化やデジタル環境の普及等を背景とした、多様なお客様の保障・補償ニーズに応えるため、生命保険・損害保険の両領域で多種多様な保険商品を機動的に提供してまいります。

また、さまざまなパートナー企業の商品・サービスと親和性の高い保険商品を組み合わせることで、パートナー企業の商品・サービスの付加価値向上に貢献するとともに、お客様ニーズに沿った保険商品をよりシームレスにお届けします。

2025年度は、当社初の団体保険である「精密検査費用保険」の引受を開始、下期には「チケット保険」を販売しました。幅広いお客様ニーズにお応えする商品を昨年度に引き続き、迅速に開発、提供しています。

(2) 2025年度業績

収入保険料は、357,161千円、経常収益は357,354千円となりました。一方、保険金等支払額、責任準備金等繰入額に事業費を加えた経常費用は642,555千円となりました。この結果、経常損失は285,200千円、当期純損失は216,566千円となり、2025年度末の利益剰余金は△1,514,433千円、純資産額は1,085,566千円となりました。

(3) 今後の取組み

当社は、テクノロジー×アイデアで、多様化するお客様ニーズにデジタルを通じて寄り添い、さまざまなパートナー企業の商品・サービスと親和性の高い保険商品を組み合わせ、お客様ニーズに沿った保険商品の迅速な開発に取り組みます。

また、「お客様本位の業務運営方針」に則り、適正な保険募集・保険金支払い、事務・システム業務の安定運営を実現するとともに、デジタル技術の活用と機動的な導入による新たな保険体験の提供に取り組みます。

<主要指標>

項目	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	12,478千円	65,834千円	357,354千円
経常損失	386,839千円	428,355千円	285,200千円
当期純損失	289,708千円	320,111千円	216,566千円
正味収入保険料	12,430千円	65,291千円	355,785千円
総資産	1,665,128千円	1,363,552千円	1,219,920千円
純資産額	1,622,244千円	1,302,133千円	1,085,566千円
保険業法上の純資産額※	1,622,907千円	1,304,618千円	1,098,509千円
責任準備金残高	2,963千円	11,611千円	68,220千円
資本金	1,300,000千円	1,300,000千円	1,300,000千円
発行済株式の総数	260千株	260千株	260千株
ソルベンシー・マージン比率	21,410.9%	18,144.0%	4,253.5%
配当性向	－	－	－
従業員数	19名	24名	28名
有価証券残高	－	－	－

※保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものをいいます。

3. 内部統制基本方針

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に努めています。

■ 内部統制システムの基本方針

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づく体制は、以下のとおりとする。

第1条

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- 1 当会社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定める。
- 2 取締役会における監督機能と執行機能の一体性を確保するため、特定の業務分野を担当する取締役で全事業領域を分担する体制とし、各取締役は、職務の遂行にあたっては、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。取締役が他の取締役の法令および定款に違反する事実または違反のおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告することとする。
- 3 取締役会決議に基づき特定の業務分野を担当する取締役は、担当する業務分野全体の法令等遵守体制を構築し適切な指示を行う責任を負うとともに、社内規程に基づき、必要な事項を取締役会または経営会議に付議ないし報告することとする。
- 4 監査役は、法令および定款の定めに基づき、取締役の職務の執行が、法令および定款に適合して正に行われているか否かを監査し、適法性を欠く事実または欠くおそれのある事実を発見したときは、取締役会に報告し、当該取締役の行為が会社に著しい損害をおよぼすおそれのある場合は、その行為の差し止め請求を行うこととする。

第2条

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- 1 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「情報資産保護に関する基本方針」に基づき、

当会社の全ての取締役および使用人が、経営機密情報、営業情報等の当会社が保有・管理する全ての情報資産について、関連する法令および規程を遵守の上、それらを適切に取扱い保護していくこととする。各種情報資産については、「文書管理規程」を制定し、情報資産の保存年限および保管方法等を定め、情報資産の保存および管理の徹底を図ることとする。また取締役および監査役は、取締役会議事録、経営会議議事録および決裁書を始めとした文書管理規程によって定められた情報資産を閲覧できることとする。

- 2 当会社の全ての取締役および使用人の情報資産保護の徹底を図る観点から、リスク管理・コンプライアンス統括部が情報資産保護に関する企画立案・管理統括機能の強化を図ることとする。

第3条

当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- 1 当会社が引受けるリスクの種類およびその適切なリスク管理についての基本的な方針として、取締役会にて「リスク選好およびリスク管理の基本方針」を定める。取締役会は、適切なリスクマネジメントを行うため、各種リスクの管理に関する方針を定めるとともに、必要な管理体制を整備することとする。取締役会は、日常的なリスク管理を経営会議に委任し、経営会議は、取締役会から委任を受けた事項を、経営会議の諮問機能を担う下部機関である「リスク管理・コンプライアンス委員会」に諮問することができることとする。
- 2 各種リスクとして、以下(ア)から(オ)のリスクを認識する。

(ア) 保険引受リスク

「保険引受リスク管理方針」を定め、安定的な保険金等の支払が可能となる適切な保険料率の設定を行う。また、適正な契約選択・査定および支払を行い、適切かつ効果的な予算編成と執行による、厳格な事業費管理を実施する。

(イ) 資産運用リスク

「資産運用リスク管理方針」を定め、信用リスクを中心とした管理を行う。

(ウ) 事務リスク

「事務リスク管理方針」を定め、事務処理内容の明確化とその教育の徹底を通じ、誤った事務処理を防止するとともに、内部牽制体制の構築を通じて、疎漏、不正等の早期発見、根絶を図る。

(エ) システムリスク

「システムリスク管理方針」を定め、各種マニュアルの策定、インフラ整備、使用人への指導・徹底等を通じ、地震等の天災や、コンピュータの不正使用・ソフト誤作動等の人災に起因する損失の極小化を図る。

(オ) 流動性リスク

「流動性リスク管理方針」を定め、保険の解約等により発生し得る資金流出額を想定し、必要となる資金を確保するため、ポートフォリオに流動性の高い資産を一定額以上組み入れるとともに、日々の資金繰りを管理することにより対応する。

第 4 条

当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

- 1 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として 3 か月に 1 回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとする。取締役会は、経営の基本方針を定め、法令等に抵触しない範囲内で、日常全般的な執行方針の確立と業務執行の全般的統制を、経営会議に委任することとする。

また、当会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に、経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定することとする。取締役の業務執行については、取締役会規則に基づき、取締役は取締役会に対し 3 ヶ月に 1 回以上、以下に定める事項について報告を行うこととする。

- ・販売関係業務執行の経過および結果
- ・資産運用関係業務執行の経過および結果
- ・保険成績
- ・収支・資産状況
- ・その他重要な経営執行の経過および結果に関する事項

- 2 取締役は、職務の遂行にあたっては、「組織規程」および「職務権限規程」の定めるところにより、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。

第 5 条

当会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- 1 当会社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定める。コンプライアンス基本方針に基づく当会社におけるコンプライアンスを実現するため、全社的にコンプライアンスを統括する「リスク管理・コンプライアンス統括部」を設置するとともに、具体的な手引書として「法令遵守マニュアル」および具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定することとする。
- 2 取締役会は法令等遵守に関する事項につき審議を尽くし決議を行うとともに、必要に応じてコンプライアンスに関わる事項の報告を受けることとする。また、経営会議の諮問機能を担う下部機関として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守体制の全般的統制・管理を行うこととする。

- 3 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係遮断に取り組むこととし、その実現に向けた社内体制の整備として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、一般社団法人日本少額短期保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓蒙の推進等を行うこととする。また、「リスク管理・コンプライアンス統括部」を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかにリスク管理・コンプライアンス統括部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築することとする。
- 4 「利益相反管理方針」を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備することとする。
- 5 「内部監査基本方針」を定め、内部監査部門として執行部門から独立した「内部監査室」を置くこととする。内部監査室は、定期的な内部監査を行い、内部監査結果については、取締役会および監査役等への報告ならびにリスク管理・コンプライアンス委員会への連携を行うこととする。
- 6 法令等遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報等により内部通報を行うことが可能な体制を整備することとする。
- 7 監査役は当会社の法令等遵守体制および公益通報者保護法に基づく通報等に係る体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

第 6 条

当会社およびその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- 1 親会社が企業集団における業務の適正を確保するために設ける方針、制度等を法令等に抵触しない

範囲で受け入れるものとする。

- 2 経営状況やコンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に親会社の指定する担当部へ報告を行う。
- 3 コンプライアンスおよびリスク管理上、重要な事項や異常事象を認識したときは、速やかに親会社の指定する担当部へ報告する。
- 4 重大な法令・定款違反その他親会社の業務、業績またはレピュテーションに影響を与える重要な事項を認識したときは、速やかに親会社の監査等委員および監査等特命役員へ直接または親会社の指定する担当部を介して報告する。
- 5 親会社の監査等委員または監査等委員会の指示を受けた監査等特命役員より、取締役・監査役および使用人に対して報告を求められた際には、適切に応じなければならない。

第 7 条

当会社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の当会社の取締役からの独立性および当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 当会社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制として、「内部監査室」を設置し、当会社の使用人から監査役の職務を補助すべき使用人（以下監査役補助者という）を任命することとする。
- 2 監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役の同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立性を確保することとする。
- 3 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者には必要な知識・能力を備えた使用人を任命することとし、監査役補助者は、監査役補助職務に関して専ら監査役の指示に従うこととする。

第 8 条

当会社の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- 1 当会社の取締役および使用人は、重大な法令・定款違反その他当会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について速やかに監査役に報告することとし、またコンプライアンス、リスク管理の状況および内部監査結果等について定期的に監査役に報告することとする。
- 2 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- 3 公益通報者保護法に基づく通報等に係る体制を適切に運用し、各通報の内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告することとする。
- 4 監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事実を知ったときは、取締役に對してその是正を要請することができることとする。

第 9 条

当会社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- 1 監査役がその職務の執行について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外の専門家を活用するための費用、監査役補助者の監査役補助職務に関する費用を含む）の請求をしたときは、これを支払うこととする。
- 2 監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の経過および業務執行の状況等を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。
- 3 監査役は、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するとともに、事業の状況、重要な会社財産の取得・処分および管理ならびに競業取引等の状況等についても、必要に応じて、取締役または使用人に対しその説明を求めることができることとする。監査役の職務執行上必要があるときは、会社業務全般を把握するため事業所の調査を行うことができることとする。

4. リスク管理体制

当社は、お客様のニーズを踏まえた多様な商品を提供しつつ、お客様への保障・補償責任を全うするために、健全な経営と効率性・収益性の確保に努めています。具体的には、主なリスクである保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク、流動性リスクのそれぞれに対して具体的なリスク対応方針を策定し、これらのリスクを適切に管理しております。

加えて、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、経営トップレベルでの会社全体のリスクの状況に関わる認識の共有化、およびリスク管理に関する重要な事項の協議を通じ、各種リスクの統制・管理を行っております。

また、当社は、保険引受リスクの分散を目的として、当社が定める方針に基づき、再保険により保険責任の一定割合を移転しています。出再先につきましては、財務状況や保険債務の履行見込み等を勘案し、Swiss Re Asia Pte. Ltd.を選定しております。同再保険に付すことにより、巨大災害と想定される巨大台風による風災の際にも、当社が自ら負担する支払責任額を、資本金に比較して十分に低い額にコントロールしています。

5. 資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用については、保険業法において内閣府令で定める銀行等への預金や国債等に準ずる有価証券等以外への投資を行えないこととなっており、当社では、財務の健全性の観点を踏まえ、預金に限定した運用を行うこととしております。

6. お客様本位の業務運営方針

当社はお客様の生活の安定と向上に寄与するべく努めるとともに、お客様本位の業務運営をより一層推進するため、「お客様本位の業務運営方針」を定めております。

今後も、お客様の声を大切にするなかで、業務運営の状況について定期的に検証・見直しを行い、当社の全業務分野において、お客様本位の業務運営の更なる推進に努めてまいります。

■お客様本位の業務運営方針

当社は、長期的な視野に立ち、常にお客様本位で考え抜き、お客様に誠実かつ真摯に向き合っていくため、以下の方針を定めます。

1. （お客様本位の業務運営）

当社は、お客様が真に求める少額短期保険商品・サービスを提供し、お客様に対する保障・補償責任を全うし続けるため、あらゆる業務運営においてお客様本位で行動するよう努めてまいります。

2. （少額短期保険商品・サービスの開発）

当社は、社会の要請やお客様のニーズを的確に把握し、お客様が真に求める少額短期保険商品・サービスの開発に努めてまいります。

3. （重要な情報のわかりやすい提供）

当社は、お客様がニーズに合致した保険商品を適切に選択いただけるよう、商品内容やリスク内容等の重要な情報について、わかりやすく丁寧に提供してまいります。

4. （お客様の声を経営に活かす取組）

当社は、お客様のご要望に、誠実かつ迅速にお応えするとともに、お客様の声を大切にし、学び、業務運営の改善に努めてまいります。

5. （利益相反の適切な管理）

当社は、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に把握・管理するための体制を整備し、維持・改善に努めてまいります。

6. （方針の浸透に向けた取組）

当社は、当社職員があらゆる業務運営においてお客様本位で行動していくための研修体系等の整備および当方針の浸透に向けた取組を進めてまいります。

■2025 年度取組結果

お客様本位の業務運営の浸透に向けて、各方針に対応する取組を進めてまいりました。

詳細は、当社ホームページ「お客様本位の業務運営に係る方針」をご覧ください。

URL : <https://www.nissay-plus.co.jp/customer-first/>

7. 勧誘方針

当社は、日本生命グループの一員として、各種法令や社会のルールなどを遵守しつつ、質の高い商品・サービスのご提供を通じ、お客様に最適な保険商品をお届けするために、次の方針に基づき適切な勧誘を行います。

■ 勧誘方針

1. 法令等の遵守

お客様、社会の信頼にお応えできるよう、全役職員が各種法令、会社の方針、規程、手続き等を遵守し、適切な勧誘活動を行います。

保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定めるなど、適切な勧誘に努めます。暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力に接した場合には、毅然とした態度で対応してまいります。

2. お客様のニーズにもとづく最適な商品提案

当社は、お客様の商品に関する知識、経験、購入の目的等を総合的に勘案し、お客様に適切な商品をご選択いただけるよう、お客様のご意向と実情に適合した勧誘を行います。

「契約概要」・「注意喚起情報」等を活用し、保険商品の内容や仕組みについてお客様に十分ご理解いただけるよう努めます。

4. 教育・研修

全役員・職員に対し、法令遵守研修等を通じ教育、管理、指導を行い、適切な勧誘活動が確保されるよう努めてまいります。

3. 適切な勧誘

お客様への電話や訪問等を行う際には、お客様の立場にたって時間・場所等に十分配慮してまいります。

5. お客様情報の適正な取扱い

お客様情報について、適正な管理・利用と保護に努めてまいります。

8. コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）とは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そして、お客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことだと考えています。

そのような考えのもと、法令等遵守に向けた基本方針として、「コンプライアンス基本方針」を定め、各役職員が確実に実践できるようにするために、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「法令遵守マニュアル」を、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を作成し、その内容を各役職員に対して周知徹底しています。コンプライアンス・プログラムは年次単位で計画策定、実行、評価、改善を行うことでより実効性を伴った運用を行っております。

また、当社では内部通報制度を整備しており、社内通報窓口、日本生命グループ共通窓口、委託先法律事務所内の社外通報窓口を設置し、通報や相談を受け付ける体制を整備しております。

■コンプライアンス基本方針

第 1 条 (目 的)

この基本方針は、コンプライアンスに関する基本的な考え方および体制等を定めるものである。

第 2 条 (定 義)

「コンプライアンス」とは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そしてお客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことをいう。

第 3 条 (基本的な考え方)

当社は、全役職員がコンプライアンスの担い手であり、コンプライアンスが業務遂行の前提であるという基本理念のもと、この基本方針に則り、コンプライアンスの推進に取り組むものとする。

第 4 条 (コンプライアンス推進体制)

当社は、次の各号に掲げる事項を実施するほか、この基本方針に基づくコンプライアンスを推進するために必要な方針・規程の策定、組織体制の整備、評価・改善活動等のコンプライアンス体制を整備する。

- 1 全社的にコンプライアンスを統括する部をリスク管理・コンプライアンス統括部とし、全社に対して法令等遵守意識の向上と法令等遵守取組に関わるモニタリング・指導・支援を行う。
- 2 経営会議の諮問機関として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含む法令等遵守体制の全般的統制・管理を行う。

3 取締役会および経営会議は、リスク管理・コンプライアンス委員会における前号に基づくモニタリング等の状況について定期的な報告を受けるとともに、コンプライアンスに関わる事項のうち、経営に重大な影響を与える、または顧客の利益が著しく阻害される事項については速やかな報告を受け、必要な審議を行う。

4 コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として、遵守すべき法令の解説等を記載した「法令遵守マニュアル」を策定し、また、具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を策定する。

5 お客様の利益の保護に万全を尽くすため、「利益相反管理方針」を制定し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備する。

6 法令等遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報等により、リスク管理・コンプライアンス統括部および社外の弁護士事務所に内部通報を行うことが可能な体制を整備する。

7 前各号に掲げるほか、当社のコンプライアンス全般に関する取組事項については、「コンプライアンス規程」に定める。

第 5 条 (監査役への報告)

- 1 リスク管理・コンプライアンス統括部は、コンプライアンスの状況について、定期的に監査役に報告する。
- 2 リスク管理・コンプライアンス統括部および各組織は、コンプライアンスに関する重要な事項を、速やかに監査役に報告する。

9. お客様情報の保護

当社は個人情報保護の重要性に鑑み、お客さまの個人情報の取扱いに関して、個人情報の保護に関する法律および関連ガイドライン等に基づいて、個人情報の利用目的や保護管理等を定めた「個人情報保護方針」を定めています。

■ 個人情報保護方針

当社では、お客様から信頼いただける少額短期保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

当社の概要は[こちら](#)

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、その他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要なる個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、当社が提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報を提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

当社では、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む。）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内におい

てのみ利用いたします。

- （１）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （２）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （３）当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （４）その他保険に関連・付随する業務

【利用目的が法令により限定されている場合】

保健医療等の「機微（センシティブ）情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

※尚、「機微（センシティブ）情報」とは、保険業法施行規則第 53 条の 10 に定める特別の非公開情報をいいます。

【団体保険における個人情報の利用目的について】

団体保険においては、以下の利用目的を追加します。

当社は、契約者・被保険者等から受領した個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、メールアドレス

ス、健康状態、請求時の必要書類に記載される情報等、個人番号を除く）を各種保険のお引受け・ご継続・維持管理・保険金・給付金等のお支払い、健康診断等の受診勧奨、保険金請求勧奨の支援に関する業務、その他保険に関連・付随する業務、保険制度の健全な運営のために利用し、また、契約者、他の引受保険会社、再保険会社および委託先事業会社等に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- (3) その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

【従業員等の個人情報の利用目的】

当社は、以下の目的において使用することを前提に、従業員等の個人情報を収集することがあります。以下の目的以外に個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法といいます）に定める個人

番号を除きます）を使用する場合は、事前に従業員等本人からの同意を得ることとします。

- 当社が従業員等本人から直接収集した個人情報（個人番号を除きます）は、主に人事・労務、報酬の計算・決定・支払、研修、解職・退職、その他の雇用管理・業績管理、適正な業務運営の確保、会社から従業員等への連絡等に使用します。
- 当社は、上記に加え、人事・労務、研修、解職・退職、その他の雇用管理・業績管理、適正な業務運営の確保に使用することを目的に、所属長から従業員等の個人情報（個人番号を除きます）を収集することがあります。
- 当社は、従業員等の出向・派遣時等においては、上記で得た情報を、出向・派遣先での労務管理等に必要な範囲内においてのみ使用することを前提に、出向・派遣先へ個人データ（個人番号を除く）を提供することがあります。
- 当社は、従業員等の健康情報（健康診断結果、病歴、その他健康に関するもの）については、健康の保持・増進など職員にとって有益と思われる目的においてのみ使用します。
- 当社は、従業員等の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ使用します。
 - ①給与・退職金・退職年金に関する法定調書作成事務
 - ②雇用保険届出事務
 - ③健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ④国民年金の第3号被保険者の届出事務
 - ⑤報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
 - ⑥その他法令等に定める個人番号関係事務
- 当社は、従業員等の個人情報について、従業員等の退社後も本人への返却はせず、その利用目的を達成した情報については、責任をもって廃棄します。

5. 情報の管理・安全管理措置

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

【安全管理措置について】

- お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

【安全管理のために講じた措置】

（基本方針の策定）

- 個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「お客様申出窓口」等についての基本方針として、「個人情報保護方針」を策定しております。

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

- 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法等について個人データの取扱規程を策定しております。

（組織的安全管理措置）

- 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備・徹底しております。
- 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署の者による監査を実施しております。

（人的安全管理措置）

- 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しております。
- 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しております。

（物理的安全管理措置）

- 個人データを取り扱う区域において、従業員の入室管理を行うとともに、権限を有しない者による個人情報の閲覧を防止する措置を実施しております。
- 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じております。

（技術的安全管理措置）

- アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人データ等の範囲を限定しております。
- 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しております。

6. 情報の提供

当社では、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- （１）あらかじめお客様の同意がある場合
- （２）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- （３）当社の業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報を当社の業務の委託先に提供する場合
- （４）個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- （５）その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

【共同利用を行う場合の詳細】

（日本生命グループとの共同利用について）

当社では、日本生命グループとの間で、お客さまの

個人データを共同で利用する場合があります。

共同利用の目的

- (1) 経営管理、各種リスク管理およびこれらに付随する業務ならびに法令等の遵守
- (2) 各種取引の開始・維持管理（保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます。）
- (3) 日本生命グループ及び提携会社が提供する各種商品・サービスのご案内・提供
- (4) 日本生命グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5) その他上記に関連・付随する業務

共同利用する個人データ

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先情報その他申込書等に記載された契約内容および適合性の確認において収集した情報等、各種商品・サービスのご案内・提供（ご提案を含みます）・ご契約のお引受け・維持管理に必要な情報、その他上記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

共同利用者の範囲

当社及び日本生命グループのうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社

※2022年4月1日現在の告知済みの会社

日本生命保険相互会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社、はなさく生命保険株式会社、大樹生命保険株式会社

個人データの管理責任者

当該個人データを取り扱う各共同利用者

- ▶ 当社の概要は[こちら](#)
- ▶ 日本生命保険相互会社の概要は[こちら](#)
- ▶ ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の概要は[こちら](#)

▶ はなさく生命保険株式会社の概要は[こちら](#)

▶ 大樹生命保険株式会社の概要は[こちら](#)

日本少額短期保険協会等との個人データの共同利用について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の各少額短期保険会社等との間で、お支払の判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用しております。詳細につきましては日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください。

■ 一般社団法人 日本少額短期保険協会
<http://www.shougakutanki.jp/general/>

【お客様の同意を得て、第三者に提供する主な場合】 提携する第三者への個人情報の提供について

当社は、以下の利用目的達成のために提携する第三者に顧客のメールアドレス、氏名（漢字・カナ）、生年月日、出産予定日、郵便番号、電話番号の個人情報を提供することがあります。

- ① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 当社のグループ会社・関連会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

再保険会社への個人情報の提供について

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のため

に、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報情報を再保険会社に提供することがあります。

また、お客様との間の保険契約については、解約・減額の手続きが行われた場合や、契約が失効した場合等には、再保険契約の継続・維持管理のために、上記の個人情報情報を再保険会社に提出することがあり、保険金・給付金等のご請求がある場合は、再保険会社における当該保険契約の保険金・給付金等支払いに関する利用のために、上記の個人情報のほか、保険金受取人氏名、住所、診断書類など当該業務遂行に必要な個人情報情報を再保険会社に提供することがあります。

※再保険とは、引受リスクを適切に分散することを目的として、当社が他の保険会社と締結する保険契約のことであり、再保険契約を引受ける保険会社を再保険会社といいます。

被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供について

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供することがあります。

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7. 個人関連情報の取得・利用

当社では、お客様にご案内したメール等のメッセージやビラ等のコンテンツ・当社および当社が提携する第三者のウェブサイトやアプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を取得・分析し、当社が保有するお客様の個人情報と結びつけた上で、マーケティングやお客様のニーズにあった各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただきます。

8. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

【開示等請求手続きについて】

（１）開示の求めに関する手続き

当社の保有個人データの開示を希望される場合は、当社の個人情報の取扱いに関する相談窓口までご照会下さい。当社所定の事項へのご回答や本人確認等の書類をご提出いただいた上で、ご回答いたします。

なお、開示請求のお申込みにあたっては、当社所定の基準に基づき、手数料を徴収することがあります。

（２）訂正、追加、削除の求めに関する手続き

当社の保有個人データの訂正、追加、削除を希望される場合は、当社の個人情報の取扱いに関する相談窓口までご照会下さい。

（３）利用の停止、消去、第三者提供の停止に関する手続き

当社の保有個人データの利用の停止、消去、第三者提供の停止を希望される場合は、当社の個人情報取扱いに関する相談窓口までご照会下さい。

9. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人日本少額短期保険協会の「個人情報保護方針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

10. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、当社の従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

11. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、適切かつ迅速に対応いたします。

お問い合わせフォーム

お問い合わせは[こちら](#)

※お問い合わせの対応時間は月曜日～金曜日 9：00～17：00 です。（土日祝および年末年始休業日を除きます。）

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会の会員事業者です。同協会では、会員事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

（一社）日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室：ホームページアドレス

[少額短期ほけん相談室 - 消費者の皆様へ - 日本少額短期保険協会 \(shougakutanki.jp\)](#)

10. 反社会的勢力への対応

当社は、「内部統制システムの基本方針」※において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係遮断に取り組むこととしています。また、その実現に向けた社内体制の整備として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、一般社団法人日本少額短期保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓蒙の推進等を行っています。

また、「リスク管理・コンプライアンス統括部」を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかにリスク管理・コンプライアンス統括部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築しています。

※内部統制システムの基本方針については、P6 に記載しています。

1 1. 指定紛争解決機関について

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しています。同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、「少額短期ほけん相談室」を設けています。当社との間で問題が解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。（<https://www.shougakutanki.jp>）

○一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル 0120-82-1144

受付時間 平日 9：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

1. 商品開発に係る基本方針

当社は、以下の商品開発に係る基本方針のもと商品開発を行っております。

■ 商品開発に係る基本方針

第 1 条 (目 的)

- 1 当方針は、商品開発を行うにあたっての基本的な考え方を定め、周知徹底を図ることを目的とする。
- 2 商品開発に係る管理態勢が保険契約者等の保護の観点から重要であること、かつ健全性の維持や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えたとの認識のもと、当方針を制定するものとする。

第 2 条 (定 義)

当方針において「商品」とは、顧客へ販売する商品であり、「商品開発」とは新規商品の開発はもとより既存商品の改廃についても含むものとする。

第 3 条 (基本的な考え方)

- 1 商品開発にあたっては、当会社の設立の目的およびグループ共通価値観に従い、お客様の利便・利益に資することを最大の目的とし、お客様のニーズを的確に把握した商品・サービスの提供に努める。
- 2 商品開発にあたっては、関係する法令等を遵守する。
- 3 商品開発にあたっては、適切な収支状況の把握

とリスクコントロールが行われるよう努める。

- 4 商品開発にあたっては、中期または単年度の経営計画に従い、適切な個々の商品開発計画を策定するとともに、商品開発に関連する部において十分に協議を行い、保険数理に関する事項については必要に応じ保険計理人から意見を聴取し、商品開発に向けた適切な商品開発資源の配賦・活用を図る。
- 5 商品販売開始後、適切なフォローアップを行うとともに、必要に応じて、商品の改廃・販売方針の変更を行うことにより、リスクの安定化を図る。
- 6 商品開発にあたっては、適切な人員数の、専門性を具備した人材を商品開発に係る組織に配置する。

第 4 条 (適切な管理態勢の整備)

商品開発にあたっては、適切な管理態勢の整備を通じて、募集から給付金等の支払に至るまで、当方針に沿った業務運営の確保を図る。

第 5 条 (経営会議への報告)

商品開発に関連する部は、商品開発・改廃に係る経営に重大な影響を与える情報について、経営会議に報告する。

2. 取扱商品

ママとこどもの 1000days ほけん

<商品の概要>

少子高齢化や女性の社会進出を背景に、妊産婦の方々のサポートは社会課題となってきています。妊産婦の方々に安心をお届けするため、プレママや先輩ママへのヒアリング※を行い、特にママが不安に感じる4つのリスク（切迫流産・切迫早産、乳腺炎、子どもの入院）を保障する保険を提供いたします。



※商品検討にあたり、プレママ・先輩ママ合わせて合計 831 人に当社独自のアンケートを実施しました

<主な特徴>

① "乳腺炎" を保障

発症率が高く（最大で3人に1人が発症※）、医療保険や健康保険で保障対象外となることが多い、乳腺炎を保障します。※乳腺炎ケアガイドラインより

② 妊娠中はいつでも申込み可能

妊娠週数による加入制限はないため、妊娠中はいつでも申込み可能となっております。（申込みの翌日から保障が開始します。）

③ 月額 750 円という低廉な保険料

プレママや先輩ママへのヒアリングを行い、必要性の高い保障に絞ることで月額 750 円という保険料を実現しております。

④ 申込みから保険金請求まですべてのお手続きがスマホで完結

上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（母子特定疾病保障保険）をご参照ください。

停電費用保険

<商品の概要>

近年、気温の上昇や、夏期の猛暑日の日数・大雨の回数が増加傾向にある中、災害等の不測の事態による停電発生リスクが高まっています。実際に長時間停電を経験された方から、「冷蔵庫に保管していた食料品が使用できなくなり代替品を購入することになった」、「停電により急遽、懐中電灯を購入する必要があった」など、停電によって思わぬ費用が発生したという声が寄せられています。

このようなお客様ニーズにお応えするため、停電によって発生する費用を補償する保険を提供いたします。

また、当保険は、一般社団法人日本少額短期保険協会が開催した「第 10 回 少額短期保険の日記念イベント」において、「少額短期保険大賞」※を受賞いたしました。

※少額短期保険大賞とは

その年に開発・販売された少額短期保険商品の中から「もっとも少額短期保険らしい」商品を選ぶコンテストです。少額短期保険会社の投票により大賞が決定します。

<主な特徴>

① 5 時間以上の停電で発生する以下の 7 つの費用を最大 10,000 円まで補償します。



② 申込みから保険金請求まですべてのお手続きがスマホで完結

上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（停電諸費用保険）をご参照ください。

※ご契約には当社の定める小売電気事業者との電気受給契約が必要です。

スマホ保険

<商品の概要>

スマートフォン（以下、スマホ）は、日常生活で欠かせない存在です。また、機能進化、円安や部材費の高騰の影響などから、スマホの端末価格は上昇が続くとともに、トラブル（画面割れや水没による故障など）が起きた際の修理費用が高額になることも増加しています。

このような状況を踏まえ、より多くのスマホユーザーに安心をお届けするため、さまざまなスマホのトラブル（破損・水漏れ・故障・盗難）を補償する保険を提供いたします。

<主な特徴>

- ① シンプルプラン、安心プランの2プランからお客様ご自身にあったプランを選択可能

選べる2つのプランでもしものときも安心！

プラン名	保険料 (1台当たり)	破損 ※1	水濡れ ※1	故障 ※1	盗難 ※2	保険金額 最大	免責金額 (自己負担)	保険期間
シンプルプラン	200円/月	※1				最大5万円 [1回の事故および 保険期間通計]	3000円	1年 (その後は 自動更新)
安心プラン オススメ	400円/月	※1	※1	※1	※2	最大10万円 [1回の事故および 保険期間通計]	3000円	1年 (その後は 自動更新)

※1 保険金額を上限に、日本国内での修理費用実費から免責金額を差し引いた残額をお支払いします。
修理できなかった場合は、保険金額を上限に、調査、点検等の作業実費（免責金額なし）をお支払いします。
※2 日本国内での盗難について、保険金額を上限に、対象端末の購入金額から免責金額を差し引いた残額をお支払いします。

- ② 月額 200 円からという低廉な保険料
- ③ 通信キャリアや端末メーカー、新品/中古に関わらず幅広く補償
- ④ ご家族のスマホ、自身の2台目のスマホも補償可能
- ⑤ 申込みから保険金請求まですべてのお手続きがスマホで完結

上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（日常生活支援保険（通信端末修理費用補償特約付帯））をご参照ください。

医療保険

<商品の概要>

お客様の保険に対するニーズの多様化に伴い、医療保険が複雑化し多様な保険が販売されるなかで、どの保険に加入するべきか迷うこともあるというお客様の声にお応えするため、ベーシックな保障を、少額短期保険ならではの低廉な保険料で提供いたします。

<主な特徴>

- ① 家計にやさしく、お手頃な保険料！ ※加入時・更新時の満年齢により変動
- ② かんたん告知で申込翌日から保障スタート
- ③ 契約期間は1年（自動更新）のため、お試し・エントリー加入に好適
- ④ 申込みから保険金請求まですべてのお手続きがスマホで完結
- ⑤ 提携先企業様のご要望に応じて、保障内容や保険金額などのカスタマイズが可能

上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（日常生活支援保険（傷害疾病入院保障特約付帯））をご参照ください。

※お申込みは特定の提携先企業を通じてご案内された方に限ります。

熱中症・インフルエンザ保険

<商品の概要>

近年、猛暑日の年間平均日数の増加に比例して、熱中症患者が増加し、熱中症への備えがより重要となっています。また冬場は、インフルエンザの流行により、学校の休校や学級閉鎖が起こるなど、こちらも毎年感染への備えが欠かせません。

こうした状況を踏まえ、季節性の疾病に罹患した際にかかる治療費を保障する保険を提供いたします。

<主な特徴>

- ① 熱中症・インフルエンザの保障を月々250円で、年間を通じて保障
- ② 熱中症による点滴治療時に1万円・入院時に3万円の保険金をお支払
- ③ インフルエンザによる投薬治療時に最大3000円・入院時に最大3万円の保険金をお支払い※1
- ④ 申込から保険金請求まですべてのお手続きがスマホで完結
- ⑤ 熱中症は最短で当日の午前10時からの保障開始※2

※1 加入時の年齢によって支払額が異なります。

※2 当日午前9時までにお申込みいただいた場合。午前9時以降のお申込みの場合、翌日午前0時からの保障となります。



上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（日常生活支援保険（熱中症・インフルエンザ保障特約付帯））をご参照ください。

傷病手当プラス保険

<商品の概要>

傷病手当金は、病気やケガで療養のため労務不能となった場合に対する保障を提供する公的な制度です。

本商品は、提携先企業に寄せられた派遣スタッフ等の声から、公的な傷病手当金を補完する保険として開発に至りました。本商品を通じて派遣スタッフ等に安心の選択肢を提供いたします。

<主な特徴>

- ① 就労不能 1 日目から保障
- ② 月々 500 円という低廉な保険料
- ③ お支払いは健康保険の傷病手当金に連動
- ④ 入院でも、自宅療養でも、保険金をお支払い



上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（日常生活支援保険（傷病欠勤保障特約付帯））をご参照ください。

※お申込みは提携先企業にて就業し、かつ健康保険加入者の方に限ります。

近隣トラブル弁護士保険

<商品の概要>

昨今、ライフスタイルの変化や、地域住民、隣人との関係性が希薄化したこと等を背景に近隣トラブル（騒音・ペット・共用部の利用等）は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、近隣トラブルに遭遇するリスクに不安を抱えるお客様に対して、より安心した生活を送っていただくために、近隣トラブルを原因とした法律相談費用・弁護士費用を補償する保険を提供いたします。本商品のお申し込みは、特定の金融機関にて住宅ローンの新規契約をされた方に限ります。

<主な特徴>

- ① 騒音・悪臭・ペットトラブル等の近隣トラブルによる法律相談・弁護士利用時に負担した費用を補償
- ② いじめ・ストーカー被害等についても補償

（対象となる近隣トラブル例）



（支払額）



上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（近隣トラブル弁護士保険）をご参照ください。

※別途、マンション管理組合が契約者となる団体保険も提供しています。

チケット保険

<商品の概要>

ライブ・エンターテインメント市場は、コロナ禍で一時縮小したものの、2023 年には従前の市場規模を回復し、“推し活”の広がりなどを背景に今後も成長が期待されています。一方で、チケットは事前予約制が一般的で、不正転売防止法による二次流通市場の整備はあるものの、行けなくなった場合の予約変更や払い戻しができないケースなど、お客様の「購入後に行けなくなったら困る」という不安はより顕在化してきております。

こうした状況を踏まえ、お客様、協業先の双方にとってより満足度の高いエンターテインメント体験の実現を応援するために、所定の事由でキャンセルした場合のチケット代を補償する保険を提供いたします。

<主な特徴>

- ① ケガ、病気、交通遅延など、所定の事由で観劇をキャンセルした場合、チケット代を 100%補償
- ② 観劇スタイルに合わせて選べる、ベーシック、家族、グループの 3 つのプランを提供
- ③ 公式リセールが成立した場合、保険料を全額返金（チケットの適正な流通促進を尊重）



上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（快適生活応援保険（キャンセル費用補償特約付帯））をご参照ください。

※お申込みは特定の提携先企業を通じてご案内された方に限ります。

精密検査費用保険（団体保険）

<商品の概要>

近年企業の中長期的な価値向上に向けて、「人的資本経営」の重要性が高まりを見せています。特に従業員の健康増進への取り組みには注目が集まっており、企業は従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組むことが求められています。

こうしたことを背景に、「企業」の健康人材の安定確保、「従業員」の疾病の早期発見、早期改善を通じた健康寿命の延伸等を支援するため、精密検査費用を補償する保険を提供しております。

補償内容としては、生活習慣病と関係の深い診断項目を支払対象とする「精密費用検査保険」に加え、5 大がん（※）の検診におけるがん検査項目を支払対象とする「がん精密検査費用補償追加特約（精密検査費用保険に付帯可能）」および「がん精密検査費用保険（単体で加入可能）」を自由に組み合わせることが可能です。

※胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん

<主な特徴>

- ① 従業員が定期健康診断・がん検診等を受け、さらに精密検査を受診した場合、精密検査費用（自己負担分）を最大 10,000 円補償
- ② 契約者・保険料負担者を「企業等」、被保険者・保険金受取人を「従業員等」とする団体保険
- ③ デジタル完結の商品設計を通じ、契約者の事務負担を最大限軽減

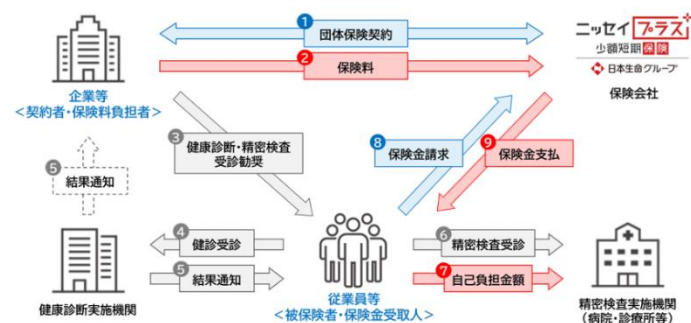
【生活習慣病補償】

- ④ 生活習慣病と関連の深い血圧、脂質、肝臓、血糖、腎臓の 5 項目に係る精密検査費用を補償

【5 大がん補償】

- ⑤ 国が推奨する所定のがん検診に係る精密検査費用を補償

（保険契約の仕組み）



上記は商品に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず重要事項説明書・約款（精密検査費用保険、がん精密検査費用保険）をご参照ください。

1. 直近の事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度
医療保険	11,204	22,914
費用保険	54,087	332,870
合計	65,291	355,785

② 元受正味保険料

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度
医療保険	11,204	22,914
費用保険	54,624	334,191
合計	65,829	357,106

③ 支払再保険料

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度
医療保険	—	—
費用保険	537	1,321
合計	537	1,321

④ 保険引受利益

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度
医療保険	△95,557	△24,882
費用保険	△332,797	△260,512
合計	△428,355	△285,394

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度
医療保険	4,947	15,455
費用保険	15,080	45,970
合計	20,027	61,425

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度
医療保険	4,947	15,455
費用保険	15,080	45,970
合計	20,027	61,425

⑦ 回収再保険金

該当ありません。

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

区分	2024 年度			2025 年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
医療保険	44.2%	894.8%	938.9%	67.4%	127.0%	194.5%
費用保険	27.9%	662.1%	690.0%	13.8%	146.7%	160.5%
合計	30.7%	702.0%	732.7%	17.3%	145.4%	162.7%

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

※正味事業費＝事業費－再保険手数料

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

区分	2024 年度			2025 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
医療保険	54.5%	932.6%	987.0%	78.5%	132.9%	211.5%
費用保険	43.1%	743.0%	786.1%	17.3%	169.0%	186.2%
合計	45.2%	777.6%	822.8%	21.6%	166.4%	188.0%

※発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

※事業費率＝元受事業費÷出再控除前の既経過保険料

※合算率＝発生損害率＋事業費率

※出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

※出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

区分	2024 年度	2025 年度
出再先保険会社の数	1 社	1 社
出再保険料の上位 5 社の割合	100%	100%

⑤ 出再先保険料の格付ごとの割合

区分	2024 年度	2025 年度
A A -	100%	100%
合計	100%	100%

※格付区分は、S&P 社の格付を使用しています。

※各年度の格付は 3 月末時点の格付に基づいています。

⑥ 未収再保険金の額

該当ありません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度
医療保険	2,190	3,935
費用保険	6,239	10,176
合計	8,430	14,111

② 責任準備金

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度
医療保険	1,899	3,385
費用保険	9,711	64,834
合計	11,611	68,220

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加	2024 年度	2025 年度
	584 千円	3,096 千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

区分	2024 年度		2025 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	1,114,267	81.7%	974,869	79.9%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	1,114,267	81.7%	974,869	79.9%
総資産	1,363,552	100.0%	1,219,920	100.0%

② 利息配当収入の額及び運用利回り

該当ありません。

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

④ 保有有価証券利回り

該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
医療保険	2,188	1,196	—	3,385
費用保険	53,087	11,746	—	64,834
合計	55,276	12,943	—	68,220

2. 計算書類

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、2025年度の計算書類及びその附属明細書について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、2026年5月28日付の監査報告書を受領しております。

※当誌の財務諸表は、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

年度 科目	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在) 金額	2025 年度 (2026 年 3 月 31 日現在) 金額
(資産の部)		
現金及び預貯金	1,114,267	974,869
預貯金	1,114,267	974,869
有形固定資産	2,984	2,396
その他の有形固定資産	2,984	2,396
無形固定資産	1,183	1,014
その他の無形固定資産	1,183	1,014
その他資産	153,990	136,612
未収金	102,675	83,444
未収保険料	70	141
前払費用	26,399	28,797
預託金	24,633	23,370
仮払金	178	831
その他の資産	32	26
繰延税金資産	81,126	92,029
供託金	10,000	13,000
資産の部合計	1,363,552	1,219,920

(単位：千円)

科目 \ 年度	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在) 金額	2025 年度 (2026 年 3 月 31 日現在) 金額
(負債の部)		
保険契約準備金	20,042	82,331
支払備金	8,430	14,111
責任準備金	11,611	68,220
代理店借	94	3,474
再保険借	72	125
その他負債	41,209	48,421
未払法人税等	950	950
未払費用	39,878	47,068
預り金	152	210
仮受金	229	192
負債の部 合計	61,418	134,353
(純資産の部)		
資本金	1,300,000	1,300,000
資本剰余金	1,300,000	1,300,000
資本準備金	1,300,000	1,300,000
利益剰余金	△1,297,866	△1,514,433
その他利益剰余金	△1,297,866	△1,514,433
繰越利益剰余金	△1,297,866	△1,514,433
株主資本合計	1,302,133	1,085,566
純資産の部 合計	1,302,133	1,085,566
負債及び純資産の部合計	1,363,552	1,219,920

【2025 年度貸借対照表に関する注記事項】

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っています。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。
2. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。
3. 消費税等の会計処理は税抜方式によって行っています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
4. 責任準備金は、期末時点において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づき計算し、積み立てております。

5. グループ通算制度の適用

当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債等に限定されている上、当社では安全性・流動性の確保のため、預貯金による運用を基本方針としています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期末）において当社が保有する主な金融商品（預貯金、未収金ならびに未払費用）は、いずれも短期間で決済され時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

上記のとおり、預貯金、未収金ならびに未払費用の時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は7,283千円であります。

8. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権の総額は58,645千円、金銭債務の総額は13,324千円であります。

9. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

(繰延税金資産)

長期前払費用	33,957	千円
ソフトウェア	65,516	千円
税務上の繰越欠損金(注1)	39,648	千円
その他	7,415	千円
繰延税金資産小計	146,538	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△39,648	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,860	千円
評価性引当額小計	△54,509	千円
繰延税金資産合計	92,029	千円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	39,648	39,648
評価性引当額	-	-	△ 39,648	△ 39,648
繰延税金資産	-	-	-	-

(*)税務上の繰越欠損金は、住民税欠損金であり、控除対象通算対象所得調整額及び控除対象個別帰属税額に住民税率を乗じた額であります。

10. 支払備金の内訳

支払備金の内訳は、以下のとおりであります。

(支払備金)

支払備金（出再支払備金控除前）	14,111	千円
同上に係る出再支払備金		-
差引	14,111	千円

11. 責任準備金の内訳

責任準備金の内訳は、以下のとおりであります。

(責任準備金)

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	55,401	千円
同上に係る出再責任準備金	124	千円
差引（イ）	55,276	千円
異常危険準備金（ロ）	12,943	千円
計（イ＋ロ）	68,220	千円

12. 1株当たり純資産額は、4,175円25銭であります。

13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

年度 科目	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日) 金額	2025 年度 (2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日) 金額
経常収益	65,834	357,354
保険料等収入	65,834	357,161
保険料	65,834	357,161
経常費用	494,189	642,555
保険金等支払金	20,569	62,801
保険金等	20,027	61,425
解約返戻金等	4	54
再保険料	537	1,321
責任準備金等繰入額	15,259	62,289
支払備金繰入額	6,611	5,680
責任準備金繰入額	8,648	56,608
事業費	458,359	517,464
営業費及び一般管理費	425,974	477,923
税金	30,086	37,729
減価償却費	2,299	1,812
経常利益（又は経常損失）	△428,355	△285,200
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	△428,355	△285,165
法人税及び住民税	△88,138	△57,695
法人税等調整額	△20,106	△10,903
法人税等合計	△108,244	△68,598
当期純利益（又は当期純損失）	△320,111	△216,566

【2025 年度損益計算書に関する注記事項】

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。

- (1) 保険料のうち初回保険料は、原則として収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2 回目以降保険料は、収納があったもの又は保険料支払期日が到来しているものについて、収納金額又は保険契約に基づく金額により計上しております。
- (2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。再保険料は、再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険料の計上時期及び出再割合等に応じて、計上しております。

2. 収益及び費用に関する内訳

(1) 正味収入保険料

保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額	357,161 千円
再保険料及び解約返戻金等の合計額	1,375 千円
差引	355,785 千円

(2) 正味支払保険金

保険金等	61,425 千円
回収再保険金	-
差引	61,425 千円

(3) 支払備金繰入額

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	5,680 千円
同上に係る出再支払備金繰入額	-
差引	5,680 千円

(4) 責任準備金繰入額

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	46,202 千円
同上に係る出再責任準備金繰入額	52 千円
差引（イ）	46,149 千円
異常危険準備金繰入額（ロ）	10,459 千円
計（イ＋ロ）	56,608 千円

3. 関係会社との取引による費用の総額は、107,015 千円、関係会社との取引による費用の総額は 77,905 千円であります。なお、この他グループ通算制度による法人税及び地方法人税の還付相当額 58,645 千円を計上しております。

4. 1 株当たり当期純損失は、832 円 94 銭であります。

5. 関連当事者取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 ^(注1)	科目	当期末 残高 ^(注1)
親会社	日本生命保険 相互会社	(被所有) 直接 100%	保険契約者	保険料収入 ^(注2)	107,015	—	—
			グループ通算 制度の通算親 会社	グループ通算制 度に伴う受取予 定額	58,645	未収金	58,645
			役員・出向者 の受入	出向負担金の支 払 ^(注3)	74,440	未払費用	9,973
			保険募集代理 店	代理店手数料の 支払 ^(注4)	3,354	代理店借	3,350

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 監督官庁届出の「普通保険約款」および「保険料及び責任準備金の算出方法書」に基づき算出しております。

(注3) 当社における業務の内容等を勘案して協議・決定しております。

(注4) 市場実勢を勘案し、代理店委託契約に基づき決定しております。

(2)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 ^(注1)	科目	当期末 残高 ^(注1)
親会社の子会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	—	システム開発・運用・保守の業務委託契約等	システム開発委託・運用・保守料等の支払 ^(注2)	174,960	未払費用	16,038

(注1)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

6.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3)株主資本等変動計算書

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000
当期変動額			
当期純損失(△)			
当期変動額合計			
当期末残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△977,755	△977,755	1,622,244	1,622,244
当期変動額				
当期純損失（△）	△320,111	△320,111	△320,111	△320,111
当期変動額合計	△320,111	△320,111	△320,111	△320,111
当期末残高	△1,297,866	△1,297,866	1,302,133	1,302,133

2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000
当期変動額			
当期純損失（△）			
当期変動額合計			
当期末残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△1,297,866	△1,297,866	△1,302,133	△1,302,133
当期変動額				
当期純損失（△）	△216,566	△216,566	△216,566	△216,566
当期変動額合計	△216,566	△216,566	△216,566	△216,566
当期末残高	△1,514,433	△1,514,433	△1,085,566	△1,085,566

【2025 年度株主資本等変動計算書に関する注記事項】

1. 発行済株式数の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当年度期首株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
普通株式	260,000	－	－	260,000
合計	260,000	－	－	260,000

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目 \ 年度	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日) 金額	2025 年度 (2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日) 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△428,355	△285,165
減価償却費	2,299	1,812
長期前払費用償却	6,130	8,629
支払備金の増加額 (△は減少)	6,611	5,680
責任準備金の増加額 (△は減少)	8,648	56,608
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動 関連) の増減額 (△は増加)	△19,762	△10,887
代理店借の増加額 (△は減少)	△24	3,380
再保険借の増加額 (△は減少)	56	53
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動 関連) の増減額 (△は減少)	3,243	7,212
小 計	△421,152	△212,675
法人税等の支払額	△950	46,885
法人税等の還付額	84,542	41,252
営業活動によるキャッシュ・フロー	△337,560	△124,536
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,765	△1,055
長期前払費用の取得による支出	△11,199	△10,806
その他	△1,950	△3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,914	△14,861
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△353,475	△139,398
現金及び現金同等物期首残高	1,467,742	1,114,267
現金及び現金同等物期末残高	1,114,267	974,869

【2025 年度キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項】

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、随時引き出し可能な預貯金からなっています。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

3. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	2024 年度	2025 年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,304,618	1,098,510
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	1,302,133	1,085,566
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	2,484	12,943
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前） （99%又は 100%）	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%又は 100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第 14 号)第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの（⑩(a)）	—	—
告示(第 14 号)第 2 条第 3 項第 5 号ロに掲げるもの（⑩(b)）	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	14,380	51,651
保険リスク相当額	8,143	48,929
R 1 一般保険リスク相当額	8,143	48,929
R 4 巨大災害リスク相当額	—	—
R 2 資産運用リスク相当額	11,143	9,749
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	11,142	9,748
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	0	1
再保険回収リスク相当額	—	—
R 3 経営管理リスク相当額	578	1,760
(C) ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(1/2) × (B)}	18,144.0%	4,253.5%

＜ソルベンシー・マージン比率とは＞

・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上記の（B））に対する「少額短期保険業者が保有

している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額:上記の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上記の（C））です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①保険引受上の危険（一般保険リスク）：

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）

②資産運用上の危険（資産運用リスク）：

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

③経営管理上の危険（経営管理リスク）：

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～②および④以外のもの

④巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：

通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

・「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

4. 時価情報等

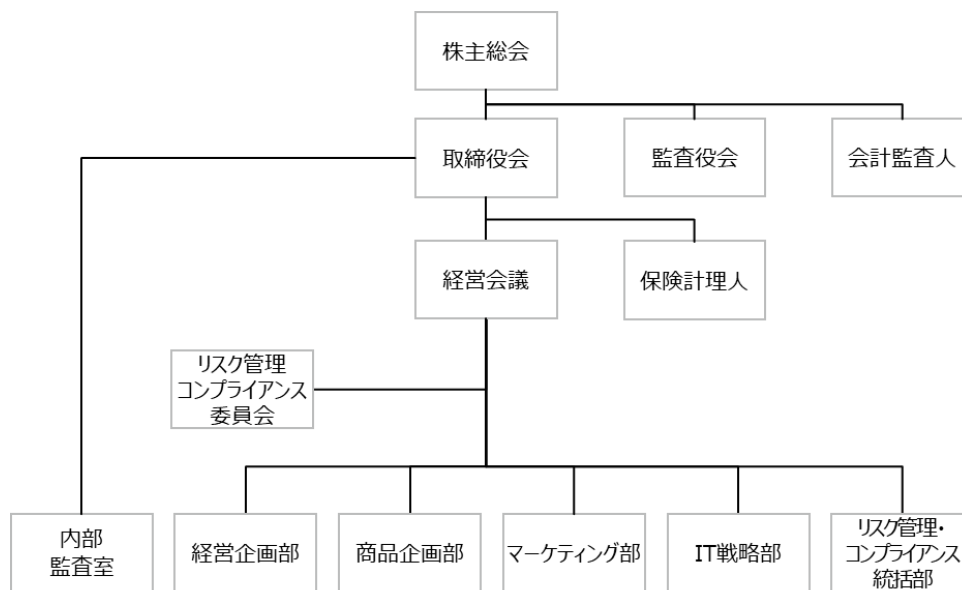
（1）有価証券

該当ありません。

（2）金銭の信託

該当ありません。

1. 当社の組織（2026年3月31日現在）



2. 株主・株式の状況（2026年3月31日現在）

（1）株式数

発行可能株式総数 600 千株

発行済株式の総数 260 千株

（2）当年度末株主数

1 名

（3）主要な株主の状況

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	260 千株	100%

3. 役員の状況（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	その他（兼任の状況等）
今西 秀幸	代表取締役社長	日本生命保険相互会社 理事 兼 営業企画部審議役
渡橋 健	取締役副社長	なし

河村 隆文	取締役	日本生命保険相互会社 執行役員 営業企画部長 兼 営業勤労部長 ニッセイ保険エージェンシー株式会社 取締役
村田 憲一	取締役	日本生命保険相互会社 執行役員 法人営業企画部長 兼 法人営業推進部長 ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社 取締役
須田 貴宏	監査役	なし
小田 大輔	監査役 (社外役員)	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 日東薬品工業 JCK 株式会社 取締役 クボテック株式会社 監査役
壽藤 里絵	監査役 (社外役員)	税理士法人山田&パートナーズ パートナー税理士 株式会社稲葉製作所 取締役
宮崎 まゆ子	監査役	日本生命保険相互会社 取締役（監査等委員） ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 監査役 ニッセイアセットマネジメント株式会社 監査役 ニッセイ情報テクノロジー株式会社 監査役

ニッセイプラス少額短期保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号

大手町ビル FINOLAB 内

URL <https://www.nissay-plus.co.jp/>